

平成 28 年度研究助成 研究実績報告書

代表研究者	小西 敦
研究テーマ	バイスタンダーによる応急手当推進のための制度論・解釈論の研究

<助成研究の要旨>

本研究の主な目的は、バイスタンダーによる応急手当推進のためには、我が国においても「よきサマリア人法」(Good Samaritan Law、以下、「GSL」といいます)のような制度の創設が必要か、それとも現在の民法の解釈で対応が可能かについて、検討するものです。

GSLとは、「救助行為を勧奨するために、救助者は救助の結果について、重過失がなければ責任を負わないとする」ことなどを内容とする法律のことです。米国 50 州及びコロンビア特別区(ワシントン D.C.)などで、GSLが制定されています。

我が国では、民法に緊急事務管理規定という規定があるので GSL は不要とするのが、これまでの有力な見解(総務庁長官官房交通安全対策室(1994)「交通事故現場における市民による応急手当促進方策委員会報告書平成 6 年 3 月」、以下「総務庁報告書」といいます)でした。

しかしながら、本研究の結果、現在は、以下の理由で、バイスタンダーによる応急手当推進のために、日本版 GSL の制定を、本格的に検討すべき時期となっていると考えます。

第一に、総務庁報告書の発表時から 20 年以上が経過し、高齢化の進展や自動体外式除細動器(以下、「AED」といいます)の普及など前提となる環境が大きく変化しています。AED の安全性は高いものの、使用上の注意が必要であることを勧奨すると、バイスタンダーによる応急手当等が増加するにつれて、法的紛争の発生リスクの上昇が懸念されます。

第二に、一般法である民法の緊急事務管理規定の解釈においては、バイスタンダーによる応急手当について、責任を問われることが「まずないと考えられる」、「免責されるべきであろう」などと表現されています。こうした表現の曖昧さは、民法という一般法を免責根拠としている限り、払拭できないところです。救助行為を奨励するという目的を持ち、責任を問わないこと及びそのための要件を明示する GSL は、民法の緊急事務管理規定と重なり合う部分が多いとしても、その制定の意義は大きいと考えます。

なお、地方自治体の取組として、東京消防庁の保険制度などは救助者の補完的支援になると思います。一方で、条例による救助の義務化については、慎重な検討が必要です。また、救助に伴う責任の軽減を現在の民法に規定されている以上に各自治体の条例で規定することは、「法律の範囲内で条例を制定」(憲法 94 条)する以上、無理と考えられます。したがって、民法に対する特別法が、国の法律として必要となります。

第三に、入手可能な判例を見る限り、緊急事務管理を裁判所が積極的に認めるという傾向はうかがわれません。「民法に緊急事務管理規定があるから大丈夫」と言い切れる判例は、現在のところ、ないと考えられます。

第四に、2016 年 9 月の米国ヒアリング結果等からは、イリノイなど 13 州等において、これまでの GSL に加えて、薬物問題に対応して、早期通報を奨励する GSL (911GSL) を新たに制定していることが分かりました。我が国においても、環境の変化に対応した立法が求められていると考えます。